

かんりちょう

すなわち、線区には、職能別にその線区の経営を分担している、それぞれの現業機関があるが、それらの現業機関の統合は原則として行なわず、その線区における経営の総合的責任者としてこれらの上に立ち、支社長または局長から与えられた管理権に基づいて、関係する現業機関の業務を管理し、経営改善を推進する職である。したがって、管理長が担当する線区は、駐

在運輸長の担当区域から除外される。

管理長は、昭和40・12・1現在において、北海道支社管内に8、東北支社管内に10、中部支社管内に4、関西支社管内に4、中国支社管内に4、西部支社管内に3置かれている。

(宮坂正直)